

操縦士等に対する行政処分等について

本日、下記の安全阻害行為に係る操縦士等について行政処分等を行いましたので、お知らせします。

1. (株) エアーニッポンネットワーク所属の操縦士が離着陸時にデジタルカメラによる撮影を行った事案

(1) 概要

当該操縦士は、平成20年12月6日、同社の定期便（NH1604便及びNH1667便）に機長として乗務した際、離着陸時にデジタルカメラによる撮影を行った。この行為は航空法第73条の3に違反しており、同法第30条第1号に該当する。

また、同便に乗務していた副操縦士は、操縦室にいたにもかかわらず同室内で機長が行った撮影行為に気付かなかった。

(2) 処分内容

機長（撮影者）：航空業務停止20日（行政処分）

副操縦士：文書注意（行政指導）

2. スカイネットアジア航空（株）所属の操縦士等が離着陸時にビデオカメラによる撮影を行った事案

(1) 概要

① 機長Aは、平成19年9月20日、同社の定期便（SNA58便）に機長として乗務した際、操縦室内予備席の社員Bに依頼し、着陸時にビデオカメラによる撮影を行わせた。この行為は航空法第73条の3に違反しており、同法第30条第1号に該当する。

また、同便に乗務していた副操縦士Cは、操縦室にいたにもかかわらず同室内の撮影行為に気付かなかった。

② 機長要員Dは、平成18年11月14日、同社の定期便（SNA57便及び60便）の操縦室内予備席に着席した副操縦士Eに依頼し、離着陸時にビデオカメラによる撮影を行わせた。副操縦士Eは、依頼を受け撮影を行った。これらの行為は、航空法第73条の3に違反しており、同法第30条第1号に該当する。

また、同便に乗務していた機長Fは、操縦室にいたにもかかわらず同室内の撮影行為に気付かなかった。

③ 機長要員Dは、平成18年10月27日、同社の定期便（SNA62便）の操縦室内予備席に着席した際、着陸時にビデオカメラによる撮影を行った。この行為は、航空法第73条の3に違反しており、同法第30条第1号に該当する。

また、同便に乗務していた機長G及び副操縦士Eは、操縦室にいたにもかかわらず同室内の撮影行為に気付かなかった。

(2) 処分内容

機長A（撮影依頼者）：航空業務停止20日（行政処分）

社員B（撮影者）：文書警告（行政指導）

副操縦士C：文書注意（行政指導）

副操縦士E（撮影者）：航空業務停止10日（行政処分）

機長F：文書警告（行政指導）

機長G：文書警告（行政指導）

* 社員Bについては、同社の操縦士ではないものの、操縦に関する技能証明を有している航空従事者であることから、行政指導の対象とした。

* 機長要員Dについては、所在が不明であることから今回の行政処分等を含めていない。